

入札監理小委員会における審議の結果報告 平成 27 年度 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）

法務省の登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 28 年 10 月から平成 32 年 9 月までの契約期間 4 年間として民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、本年度に実施する民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 委託業務に係る研修の履行確認について

【論点】

事業者が実施する委託業務に係る研修について、研修計画書及び実施結果報告書を提出するよう規定しているものの、研修が確実に実施されたか、研修の内容が適正か等、研修の履行を確認する方法を検討すべきではないか。

【対応】

実施結果報告書の提出に加え、使用した教材も併せて委託法務局に提出するように追記（実施要項（案）9～10頁）。

また、実施要項（案）9頁に記載している「別に示す「研修実施要領」」に、事業者において、研修を録音し、委託期間中、保管することを記載することとした。

2. 新規参入事業者が実施する研修について

【論点】

適正に業務を実施する観点から、新規参入事業者においても、遺漏なく研修を実施できるような方策を検討すべきではないか。

【対応】

事業者研修に使用したテキストの提出を求め、法務省において必要な範囲で活用する（実施要項（案）9～10頁）。

3. 意見募集（パブリック・コメント）の結果について

平成 27 年 4 月 15 日から同月 28 日の間の意見募集の結果 13 者から 59 件の意見が、平成 27 年 7 月 22 日から同月 28 日間の意見募集の結果 4 者から 11 件の意見があった。

利用者の満足度に係るアンケート調査において、「85%」との目標値を「9

0%」に見直したところ、「現事業者においては、経験を積み重ねる中で習熟度を高め、各種課題を改善することによって、顧客満足度の向上を図っているところ、一律に要求水準を上げるとは新規参入の障壁になるとともに、経費増大につながりかねない」との意見を踏まえ、契約期間の平成29年9月までは85%、平成29年10月以降は90%と、段階的に要求水準を上げるよう修正した（実施要項（案）2頁）。

以上